

平成27年度 国民健康保険のお知らせ

平成27年度の国民健康保険税の
改定について

① 軽減対象となる所得基準額を引き
上げ、5割軽減および2割軽減の

対象となる世帯を拡大します。

② 中間所得層の国民健康保険税負担
の軽減を図るため、医療分、後期
高齢者支援金分の課税限度額をそ
れぞれ1万円ずつ、介護分の課税
限度額を2万円引き上げ、介護分
まで含めた1年分の合計額が85万
円になります(表1)。

国民健康保険税(本算定)の納税
通知書を7月中旬に送付します。

■表1 平成27年度税率と課税限度額(年額)
※()内は平成26年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳の方)
所得割	加入者の所得割基礎額 (※)の合計×6.92% (6.63%)	加入者の所得割基礎額 (※)の合計×2.27% (2.44%)	加入者の所得割基礎額 (※)の合計×1.95% (2.33%)
被保険者 均等割	被保険者1人につき 19,800 (18,300)円	被保険者1人につき 6,300 (6,300)円	被保険者1人につき 7,800 (8,100)円
世帯別 平等割	1世帯につき 48,000 (46,500)円	1世帯につき 15,600 (16,800)円	1世帯につき 13,200 (14,700)円
課税限度額	520,000 (510,000)円	170,000 (160,000)円	160,000 (140,000)円

※「所得割基礎額」とは、総所得金額等から33万円を引いた金額

納税通知書に記載された内容や自分
の課税明細を確認し、納期限までに
最寄りの金融機関またはコンビニエ
ンストアで納めてください(ゆうちょ
銀行・郵便局については、愛知・岐
阜・三重・静岡県に所在するもので
納期限内に限り)。なお、携帯
電話・スマートフォンから納付がで
きる、モバイルレジの利用が可能に
なりました。また、指定の口座から
納期限ごとに自動的に振り替えて納
付のできる「口座振替」は、納付忘れ
無くとも便利です。モバイルレジや
口座振替を希望する方は、納税通知
書に同封のチラシをご覧ください。

納税義務者は世帯主です

世帯主が勤め先の健康保険や後期高
齢者医療に加入している場合、国民
健康保険税の計算の対象からは除外
されますが、同じ世帯内に国民健康
保険の加入者がいれば、その方の国
民健康保険税として原則世帯主あて
に納税通知書などを送付します。

軽減・減免制度について

国民健康保険税は、前年中(平成26
年1月1日〜12月31日)の所得によっ
て算定しますが、世帯全員(世帯主・
国民健康保険の被保険者・特定同一
世帯所属者(※1))の所得の合計金
額が一定額以下の場合には、均等割
と平等割を減額する制度があります。
世帯主が社会保険など他の健康保険
に加入している場合でも、世帯主の
所得も軽減・減免の判定所得に含み
ます。また、所得の申告が済んでい
ないと国・市の制度による軽減・減
免適用の判定ができませんので、申
告をお願いします。所得が無い方や、
遺族年金、障害年金、失業保険等非

問い合わせ 国保年金課(西館1階) ☎51・2295

■表2 国民健康保険税軽減基準
※()内は平成26年度

軽減の割合	対象	申請
7割	前年の合計所得が、33万円以下の世帯	不要 (自動適用)
5割	前年の合計所得が、33万円に被保険者 および特定同一世帯所属者1人につき 26万円(24万5千円)を加算した額以 下の世帯	
2割	前年の合計所得が、33万円に被保険者 および特定同一世帯所属者1人につき 47万円(45万円)を加算した額以下の 世帯	

課税所得のみの方も申告が必要な場
合があります。

※1 後期高齢者医療への加入により
国民健康保険を脱退し、引き続き
同一世帯にいる方

■軽減(国の制度)

世帯の前年所得金額の合計が一定金
額以下の場合、その金額に応じて
均等割・平等割の金額から7割・5
割・2割を減額します(表2)。

■減免(市の制度)

市民税所得割が非課税の世帯の場合、均等割・平等割の金額から12%・24%・44%を減額します(表3)。

■表3 減免(市の制度)

軽減の割合	対象	申請
12%	7割・5割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	不要 (自動適用)
24%	2割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	
44%	上記以外の世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	

■非自発的失業者の軽減(国の制度)

リストラや倒産など非自発的に離職した方を対象とした、国民健康保険税の軽減措置です。雇用保険の特定受給資格者(リストラ、倒産などの事業主都合による離職)および特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職)の前年給与所得を、100分の30とみなして税額算定します。軽減を受けるためには、市役所国保年金課窓口での申請が必要です(窓口センターでは申請できません)。

対象 「雇用保険受給資格者証」で特

定受給資格者または特定理由離職者であることが確認できる方(表4)※「特例受給資格者証」と「高齢受給資格者証」をお持ちの方は対象となりません **申請に必要な物** 雇用保険受給資格者証(原本)と認印 **その他** 軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその翌年度末までです

■表4 非自発的失業者の軽減(国の制度)

雇用保険受給資格者証	離職理由の欄の番号	申請
特定受給資格者	倒産・解雇などによる離職 11、12、21、22、31、32	必要
特定理由離職者	雇用期間満了などによる離職 23、33、34	

■所得割計算方法の変更に伴う 激変緩和措置

平成25年度から、所得割の計算方法が「市民税所得割方式」から「所得比例方式」に変更されました。国民健康保険税の計算方法が変わることに伴い、税額が増加する世帯への緩和措置として、所得比例方式と市民税所得割方式で平成27年度の税額を計算し、所得比例方式での計算額が市

民税所得割方式での計算額より多い場合は、差額の2分の1相当額を減額します。緩和措置は自動適用のため、申請は必要ありません。

■その他の減免

災害・疾病・事業の廃止などにより国民健康保険税の納付が困難になった場合、申請によって減免を受けられることがあります。また、住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当している方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、申請により所得割相当額を減免します。詳しくは、国保年金課にご相談ください。

■後期高齢者医療制度創設に伴う 国民健康保険税の緩和措置

平成20年度以降、75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上)が後期高齢者医療制度に移行した影響を少なくするため、一定期間緩和措置があります。

(1)「特定同一世帯所属者」世帯における軽減・減免の取り扱い

- ① 特定同一世帯所属者を含めて軽減・減免判定を行います
- ② 特定同一世帯所属者と同一世帯の国保単身世帯は、移行から5年を経過する月の属する年度までは平等割が半額になり、その翌年度から3年間は平等割が4分の3になります

- (2) 旧被扶養者(※2)の減免
 - ① 所得割が免除になります
 - ② 7割・5割軽減に該当しない場合、均等割が半額になります
 - ③ 旧被扶養者のみの世帯で、7割・5割軽減に該当しない場合は、平等割が半額になります(ただし、特定同一世帯所属者の緩和措置に該当する方を除く)

※2 会社などの健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者医療制度へ移行した時に、国民健康保険に加入した65〜74歳までの被扶養者

